

令和8年度

商工業振興施設管理事業

東城工業団地内排水管更正工事

仕様書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市東城町新福代

工 事 概 要

工 事 名	東城工業団地内 排水管更生工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市東城町新福代						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単 位	摘 要
				当 初	変 更		
	管渠更正工	管渠内面被覆工 HP φ 250mm	HP φ 250mm (区間延長) E6～E5 E15～E14 E21～E20	80.07		m	
				22.62		m	
				27.72		m	
29.73					m		
		交通誘導員	10		人		

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、**東城工業団地内排水管更生工事** に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第2節 適用除外

本工事では、土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。

- ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
- ・ 1-1-3-7 契約後VE工事
- ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
- ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第3節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第1章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第4節 災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、緩和措置については、次のとおり取り扱う。

- 1 現場代理人（請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満の場合に限る。）が、特記仕様書 第1章 総則 第5節

「現場代理人の兼務」1に掲げる条件（（3）の条件を除く。）を満たすときは、同節の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。

- 2 請負代金額が 3,500万円未満の災害復旧工事等については、原則、評定の対象外とする。なお、変更契約により 3,500万円以上になった場合も評定の対象としない。
- 3 請負代金額が 5,000万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第 5 節

現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負代金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を申請することができる。

ただし、令和7年4月3日付「災害復旧工事における特例措置」の期間にあつては、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととする。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること
 - (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、密接に関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められたものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
 - 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
 - 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 6 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置要件の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。

一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。

 - (1) 下請契約金額の総額が 5,000万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
 - (2) 請負代金額 4,500万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。

- (3) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満）は、この工事を含めて3件までとする。
 - (4) 請負金額が 4,500万円以上 1億円未満の工事で建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、主任技術者が兼務できる工事件数は、この工事を含めて2件以内とする。
- 2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の誓約書の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「6. 誓約書」によらず、次のとおり取り扱う。
- 「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。
- (1) 請負代金額が 4,500万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書。
 - (2) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、次の〔1〕又は〔2〕に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在3件（本件工事は含まない。）以上の工事に配置していない旨の誓約書。
 - 〔1〕 500万円以上 4,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上 9,000万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者
 - 〔2〕 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

第 7 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-26 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 8 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月（令和7年8月改定）広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 9 節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 10 節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

1.1 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

1.2 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

1.3 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

管更生工法（自立管）
特記仕様書

第1章 総 則

1-1 適用範囲

1. 本仕様書は、庄原市が管理する自然流下方式の下水道管路施設のうち、内径250mm以下の管きよ（マンホール、ます、取付け管を除く）に適用する。
2. 本仕様書は、管きよの更正工事における下水道本管を自立管により更正させる工事に適用する。
3. 本仕様書に特に定めのない事項については、「広島県土木工事標準（共通）仕様書」および「管更生の手引き（案）」に基づくものとする。

1-2 適用工法

1. 本仕様書の適用工法は、自立管の反転工法と形成工法である。
2. 受注者は、工法を採用するに当たっては、JIS認定工法であり、財団法人下水道新技術推進機構の建設技術審査証明を得た工法であり、なおかつ、構築方法にかかわらず、「管渠更正工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」において示される「要求性能」に適合し、既設管への追従性を有する工法でなければならない。

第2章 施工の条件

2-1 既設管調査・前処理

1. 受注者は、下水道管きよの更正工事に先立ち既設管きよ内を洗浄するとともに、既設管きよ内をTVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は、延長、調査方法、取付管突出し処理、侵入水処理、侵入根処理及びモルタル除去とし、その結果を取りまとめて監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、既設管きよ調査の結果、更正管のシワ発生等が懸念されるなどにより前処理の必要がある場合には、監督員と協議の上、管きよ更正工事に支障のないよう、切断・除去等により処理しなければならない。

第3章 更正管の仕様

3-1 更正管厚

1. 受注者は、工事の設計条件と次に掲げる各項目の条件に基づき更正管厚の設計を行い、その結果が確認できる資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
 - (1) 更正管きよの評価
既設管きよの耐荷能力を見込まないこととする。
 - (2) 荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。

(3) 更正管厚の算定式

「下水道用硬質塩化ビニル管 (JSWAS K-1)」及び「下水道用強化プラスチック複合管 (JSWAS K-2)」によるものとする。

3-2 材料特性

受注者は、使用する更正管材料については、物性値の要求性能として耐荷性能（外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度及び弾性係数）、耐ストレインコーロージョン法（ガラス繊維を使用しているもの）、耐薬品性、耐磨耗性、耐劣化性（ガラス繊維を使用していないもの）、水密性及び水理性能に係る公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

第4章 施工計画

4-1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きよの更正工事の施工に当たっては、工事着手前に調査を行い、次に掲げる事項を明記した施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工工法 (※)
- (8) 施工管理計画 (※)
- (9) 材料設計および水理性能評価
- (10) 材料品質証明の内容
- (11) 前処理計画 (※)
- (12) 品質管理計画 (※)
- (13) 安全管理
- (14) 段階確認に関する事項
- (15) 緊急時の体制および対応
- (16) 交通管理
- (17) 環境対策
- (18) 現場作業環境の整備
- (19) イメージアップの実施活動
- (20) 安全・訓練の活動計画
- (21) 再資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (22) その他

※：更正工法は、採用工法により施工方法が異なっており、また、ほとんどの工法が現場で完成品（更正管）を構築する。したがって、施工に当たっては、工法毎に定められた施工手順、管理手順及び管理値があり、また、必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、

これらの必要事項と管理基準を記載しなければならない。

また、現場条件によっては通常の管理方法がとれない場合もあり、施工計画書は、個別の現場条件について適切な記載内容とする。

4-2 施工方法

受注者は、管きょ更正工事で採用する工法が更正管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを管厚計算書及び流量計算書に明示するとともに、工法選定理由を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

第5章 品質管理

5-1 品質管理

受注者は、更正後の品質を確保するため、主任技術者又は管理技術者の責任の下で、「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」及び「竣工時の品質管理」について十分徹底をし、その結果が確認できる資料を作成し、監督員に報告しなければならない。

5-2 施工前の品質管理

受注者は、使用する更正材料等の品質を確保するため、工事着手前に、適正な管理下で当概材料等が製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じて物性試験を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。

5-3 施工時の品質管理

受注者は、次に掲げる構築方法（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）別に、それぞれ掲げる項目については、施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。

また、自立管にあつては、損傷、シワ及びはく離等の発生を防ぐこと、ならびに管きょ更正後の耐荷能力、耐久性の確保等を目的とし、施工計画書に示す挿入速度、硬化圧力、拡径、硬化温度、硬化時間等を自動記録し、監督員に提出しなければならない。

(1) 熱硬化タイプ

- ア 材料挿入（反転・引込）速度
- イ 反転時および拡径時の圧力管理
- ウ 硬化時の圧力管理
- エ 硬化温度管理および硬化時間管理
- オ 冷却養生時間管理

(2) 光硬化タイプ

- ア 材料挿入（反転・引込）速度
- イ 反転時および拡径時の圧力管理
- ウ 硬化時の電源管理
- エ 硬化時の圧力管理
- オ 硬化温度管理

- カ 硬化時間管理
- キ 冷却養生時間管理

(3) 熱形成タイプ

- ア 材料挿入（反転・引込）速度
- イ 蒸気加熱時の温度管理
- ウ 蒸気加熱時の圧力管理
- エ 拡径、冷却時の温度管理
- オ 拡径、冷却時の圧力管理

5-4 竣工時の品質管理

1. 受注者は、反転・形成工法で施工した試験片（原則、マンホール管口に突き出した部分から施工2スパン/毎に採取する。）を使用し、公的試験機関やISO/IEC17025認定試験所において試験を行わなければならない。その際、次に掲げる点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
 - (1) 曲げ強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
 - (2) 曲げ弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
 - (3) 耐薬品性が規格値を満足していること。
2. 耐震性能の確認のため、工法毎に試験を行い、次に掲げる点を確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
 - (1) 引張強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
 - (2) 引張弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
 - (3) 圧縮強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
 - (4) 圧縮弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。

1、2について、認定工場制度により認定されている工場にて製造された部材を使用する場合、認定工場制度において検査を実施済の項目については、工場検査証明書類を別途提出することにより、当該試験を免除することができる。

第6章 出来形管理

6-1 寸法管理

受注者は、更正管の出来形を把握するため、更正管内径、延長を計測しなければならない。また、更正管と既設管きよの密着性を確認するため、更正管の内径について、硬化直後と24時間以降で図1に示す同じ位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

6-2 更正管厚み・内径の管理

受注者は、更正管厚および内径の出来形を次に掲げる測定方法により確認しなければならない。

- (1) 更正管の測定は、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行う。人が入って測定できない場合には、1スパンの上下流マンホールの管口付近で行い、人が入ることができる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも行う。
- (2) 更正管の測定箇所は円周上の6箇所とする。標準測定位置は図1に示すとおりとする。
- (3) 更正管厚の検査基準については、6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上

限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更正管厚以上とする。

なお、流下能力については、既設管きよと同等の水理性能を確保しているものを適合とする。

- (4) 更正管の内径については、硬化直後と24時間以降の測定値で差がないことを確認する。
- (5) 更正管厚の測定は、更正管の縫い目を避けて行う。

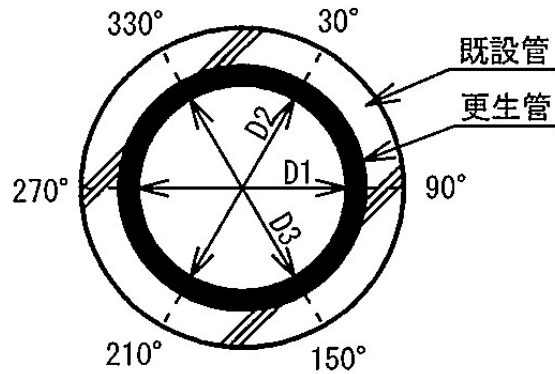


図1 更正管仕上がり内径の測定位置

6-3 内面仕上がり状況の管理

- 1. 受注者は、更正工完了後管きよ内を洗浄し取付け管せん孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に報告しなければならない。なお、自走式テレビカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。
- 2. 受注者は、更正工後の管きよの設計強度、耐久性、水理性能、設計寸法等を損なうようなシワ、たるみ、はく離、漏水、異常変色等の欠陥や異常個所がないことを確認し、その結果を監督員に報告しなければならない。
- 3. 受注者は、更正管とマンホールとの本管管口仕上げ部においては、侵入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認し、その結果を監督員に報告しなければならない。
- 4. 受注者は、取付け管口の穿孔仕上げ状態不良に伴う下水道管きよへの障害を発生させていないことを確認しなければならない。

6-4 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果、フィルム及びビデオテープ（DVDを含む。）等の記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない。

第7章 提出図書

7-1 提出図書

受注者は、工事竣工時に次に掲げる図書を監督員に提出しなければならない。

- ① 本管用調査記録表
- ② 事前調査集計表
- ③ 成果表
- ④ 材料表（納品伝票）
- ⑤ 施工管理
- ⑥ 温度管理・圧力管理記録表
- ⑦ 溶媒から発生するガス濃度測定記録表
- ⑧ 品質性能試験報告書
- ⑨ 酸素欠乏等の濃度測定記録表
- ⑩ 工事写真等

令和 8 年度

東城工業団地内排水管更生工事

庄原市東城町新福代

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	東城工業団地内排水管更生工事		
執行年度	令和 8 年度	諸経費区分	公共 令和07年度
工種区分	下水道工事(4)	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 4月 1日付 公共	単価地区	53:庄原市(旧東城町)
機損適用年月日	令和 7年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 7年 8月 公共

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 一般交通影響有り(2)-2 現場管理費 …………… 一般交通影響有り(2)-2
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無 (0.00%)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
下水道工事(4)02						
管路(管更生工)	1	式				
管渠更生工	1	式				
管渠内面被覆工 E6~E5	1	式			明 1号	
管渠内面被覆工 E15~E14	1	式			明 2号	
管渠内面被覆工 E21~E20	1	式			明 3号	
安全費	1	式				
交通誘導警備員B	10	人				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
準備費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本管TVカメラ調査工(内径150～800mm未満) 側視回数0.3回以下	80.07	m			施 24 号	
管きょ内洗浄工	82.77	m			施 25 号	
換気設備(管きょ更生工法)	1	日			C 7 号	
潜水ポンプ運転工 既設管径250mm	1	日			施 19 号	
止水プラグ損料	1	供用日				
取付け管突出処理工	1	式			C 26 号	
モルタル等除去工 モルタル	2	箇所			施 27 号	
技術管理費	1	式				
本管TVカメラ調査工(内径150～800mm未満) 側視回数0.3回以下	80.07	m			施 24 号	
管きょ内洗浄工	82.77	m			施 25 号	
換気設備(管きょ更生工法)	1	日			C 7 号	
潜水ポンプ運転工 既設管径250mm	1	日			施 19 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
止水プラグ損料	1	供用日				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				一般交通影響有り(2)-2
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				一般交通影響有り(2)-2
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 1号 明細書 】						
管渠内面被覆工 E6～E5						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
更生材料 t=7.0mm 見積り	23.52	m				
管更生工	1	式			明 4号	
仕上	1	式			明 5号	
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	式			C 6号	
換気設備(管きょ更生工法)	1	日			C 7号	
反転・形成用水替 既設管径250mm	1	日			C 8号	
計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 2 号 明細書 】

管渠内面被覆工 E15～E14

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
更生材料 t=7.0mm 見積り	28.62	m				
管更生工	1	式			明 9 号	
仕上	1	式			明 5 号	
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	式			C 6 号	
換気設備(管きょ更生工法)	1	日			C 7 号	
反転・形成用水替 既設管径250mm	1	日			C 8 号	
計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 3 号 明細書 】

管渠内面被覆工 E21 ~ E20

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
更生材料 t=7.0mm 見積り	30.63	m				
管更生工	1	式			明 10 号	
仕上	1	式			明 5 号	
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	式			C 6 号	
換気設備(管きょ更生工法)	1	日			C 7 号	
反転・形成用水替 既設管径250mm	1	日			C 8 号	
計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 5 号 明細書 】						
仕上						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本管口切断工 既設管径250mm	2	箇所			施 13 号	
本管口仕上工(反転・形成工法) 既設管径250mm	2	箇所			施 14 号	
取付管口せん孔仕上工(1日施工) (反転・形成工法)	1	箇所			施 15 号	
計						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 6 号 C代価表 】						
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設備設置工(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	回			施 16 号	
仮設備撤去工(反転・形成工法) 既設管径250mm	1	回			施 17 号	
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm			[B] = 3 設置・撤去区分 設置・撤去			

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 7 号 C代価表 】

換気設備(管きょ更生工法)

1 日 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
換気設備工(管きょ更生工法)	1	日			施 18 号	
計						
単位当たり						
[条件] [Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 8 号 C代価表 】						
反転・形成用水替 既設管径250mm						1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
潜水ポンプ運転工 既設管径250mm	1	日			施 19 号	
止水プラグ 250mm 管きょ更生反転形成工法 計	1	日				
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 11 号 施工単価表 】						
反転・引込工 既設管径250mm 更生延長22.62m						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	2	人				
普通作業員	2	人				
クレーン装置付トラック運転 クレーン4～4.5t積 2.9t吊	1	日				
反転・引込車運転 4t	1	日				
発動発電機運転(賃料) ディーゼル45kVA 排対型:1次基準	1	日				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務費の% 計	14	%				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm			[B] = 22.620 m 更生延長			
[C] = 1 作業区分 昼間			[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準			

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 12 号 施工単価表 】						
硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長22.62m						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	2	人				
普通作業員	2	人				
クレーン装置付トラック運転 ^ -トラック4~4.5t積 2.9t吊	1	日				
硬化・形成車運転 4t	1	日				
空気圧縮機運転(賃料) 可搬・スクリーン 5m3/min 排対型:1次基準	1	日				
発動発電機運転(賃料) タイプ 145kVA 排対型:1次基準	1	日				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務費の% 計	5	%				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm			[B] = 22.620 m	更生延長		
[C] = 1 作業区分 昼間			[x1] = 2	空気圧縮機規格区分 排対型:1次基準		
[x2] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 13 号 施工単価表 】						
本管口切断工 既設管径250mm						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	1	人				
普通作業員	2	人				
クレーン装置付トラック運転 ^ -トラック4~4.5t積 2.9t吊	1	日				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)						
労務費の%	6	%				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm			[B] = 1 作業区分 昼間			

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 14 号 施工単価表 】						
本管口仕上工(反転・形成工法) 既設管径250mm						1 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本管口仕上工(反転・形成工法)(A) 既設管径250mm	1	箇所			施 28 号	
管口仕上材	1.475	kg				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 250.000 mm 既設管径						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 15 号 施工単価表 】

取付管口せん孔仕上工(1日施工) (反転・形成工法)

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	2	人				
普通作業員	1	人				
本管用TVカメラ車運転 2t 95.5kW	1	日				
高压洗浄車運転 4t 154kW	1	日				
せん孔機車運転 2t	1	日				
普通トラック運転 2t積	1	日				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務費の% 計	4	%				
単位当たり						
[条件] [A] = 1 作業区分 昼間			[B] = 0.000 1	水数量		

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 16 号 施工単価表 】

仮設備設置工(反転・形成工法) 既設管径250mm

1 回 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm	0.115	日			施 29 号	
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 設置・撤去区分 設置			[B] = 3	既設管径 250mm		
[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 17 号 施工単価表 】

仮設備撤去工(反転・形成工法) 既設管径250mm

1 回 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm	0.083	日			施 29 号	
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 設置・撤去区分 撤去			[B] = 3	既設管径 250mm		
[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 18 号 施工単価表 】						
換気設備工(管きょ更生工法)						1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
送風機 軸流式・定風量型 50/60m3/min 管きょ更生反転形成工法	1	日				
発動発電機運転(賃料) テ-イ-セ 125kVA 排対型:1次基準	1	日				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)						
機械損料、運転経費の% 計	12	%				
単位当たり						
[条件] [Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 19 号 施工単価表 】						
潜水ポンプ運転工 既設管径250mm						1 日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
特殊作業員	0.28	人				
工事中水中ポンプ [普通型(潜水ポンプ)] 口径 50mm 全揚程10m 0.8kW	2	日・台				
発動発電機運転(賃料) テーブル 5kVA	1	日				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 20 号 施工単価表 】						
反転・引込工 既設管径250mm 更生延長27.72m						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	2	人				
普通作業員	2	人				
クレーン装置付トラック運転 クレーン4～4.5t積 2.9t吊	1	日				
反転・引込車運転 4t	1	日				
発動発電機運転(賃料) ディーゼル45kVA 排対型:1次基準	1	日				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務費の% 計	14	%				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm			[B] = 27.720 m 更生延長			
[C] = 1 作業区分 昼間			[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準			

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 21 号 施工単価表 】						
硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長27.72m						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	2	人				
普通作業員	2	人				
クレーン装置付トラック運転 ^ -トラック4~4.5t積 2.9t吊	1	日				
硬化・形成車運転 4t	1	日				
空気圧縮機運転(賃料) 可搬・スクリーン 5m3/min 排対型:1次基準	1	日				
発動発電機運転(賃料) タイプ 145kVA 排対型:1次基準	1	日				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務費の% 計	5	%				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm			[B] = 27.720 m	更生延長		
[C] = 1 作業区分 昼間			[x1] = 2	空気圧縮機規格区分 排対型:1次基準		
[x2] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 22 号 施工単価表 】						
反転・引込工 既設管径250mm 更生延長29.73m						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	2	人				
普通作業員	2	人				
クレーン装置付トラック運転 クレーン4～4.5t積 2.9t吊	1	日				
反転・引込車運転 4t	1	日				
発動発電機運転(賃料) ディーゼル45kVA 排対型:1次基準	1	日				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務費の% 計	14	%				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm			[B] = 29.730 m 更生延長			
[C] = 1 作業区分 昼間			[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準			

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 23 号 施工単価表 】						
硬化・形成工 既設管径250mm 更生延長29.73m						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	2	人				
普通作業員	2	人				
クレーン装置付トラック運転 ^ -トラック4~4.5t積 2.9t吊	1	日				
硬化・形成車運転 4t	1	日				
空気圧縮機運転(賃料) 可搬・スクリーン 5m3/min 排対型:1次基準	1	日				
発動発電機運転(賃料) タイプ 145kVA 排対型:1次基準	1	日				
諸 雑 費 (率+丸め)						
労務費の% 計	5	%				
単位当たり						
[条件]						
[A] = 3 既設管径 250mm			[B] = 29.730 m	更生延長		
[C] = 1 作業区分 昼間			[x1] = 2	空気圧縮機規格区分 排対型:1次基準		
[x2] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 24 号 施工単価表 】

本管 T V カメラ調査工 (内径150 ~ 800mm未満) 側視回数0.3回以下

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管路調査技師						
測量技師	1	人				
管路調査助手						
測量技師補	1	人				
管路調査作業員						
普通作業員	1	人				
T V カメラ搭載車(2t)運転工(本管用)						
	1	日				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 4 側視回数(回/m) 0.3回以下						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 25 号 施工単価表 】						
管きょ内洗浄工						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
清掃技師						
一般世話役	1	人				
清掃作業員						
特殊作業員	1	人				
高压洗浄車(4t)運転工						
	1	日				
給水車運転工(4t使用)						
	1	日				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 洗浄水計上区分 計上しない						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 26 号 C代価表 】

取付け管突出処理工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
取付け管突出処理工	2	箇所			施 30 号	
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2.000 箇所 取付け管突出処理工数量						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 27 号 施工単価表 】

モルタル等除去工 モルタル

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
清掃技師						
一般世話役	1	人				
管路調査技師						
測量技師	1	人				
管路調査助手						
測量技師補	1	人				
特殊作業員						
	1	人				
普通作業員						
	1	人				
T Vカメラ搭載車運転 2t						
	1	日				
超高压洗浄車運転 4t						
	1	日				
給水車運転 4t						
	1	日				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 除去区分 モルタル						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 28 号 施工単価表 】

本管口仕上工(反転・形成工法)(A) 既設管径250mm

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	1	人				
普通作業員	2	人				
普通トラック運転 2t積	1	日				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 250.000 mm 既設管径						

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 29 号 施工単価表 】						
仮設備(反転・形成工法) 既設管径250mm						
1 日 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役	1	人				
特殊作業員	2	人				
普通作業員	2	人				
クレーン装置付トラック運転 ^ -トラック4~4.5t積 2.9t吊	1	日				
発動発電機運転(賃料) デ-ィ-ゼ-ル45kVA 排対型:1次基準	1	日				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 既設管径 250mm			[Xc] = 2 発動発電機規格区分 排対型:1次基準			

東城工業団地内排水管更生工事

【 第 30 号 施工単価表 】

取付け管突出処理工

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
清掃技師						
一般世話役	1	人				
管路調査技師						
測量技師	1	人				
管路調査助手						
測量技師補	1	人				
特殊作業員						
	1	人				
普通作業員						
	1	人				
T Vカメラ搭載車運転 2t						
	1	日				
穿孔機車運転 2t						
	1	日				
高压洗浄車運転 4t						
	1	日				
計						
単位当たり						